

登録手続き必要書類一覧表（法人タクシー）

(内の書類は、会社でそろえるもの)

種 別	提 出 (提 示) 書 類									
法 人	(1) はじめて登録するとき 手数料 7,000円 (登録: 4,000円・交付: 3,000円)	運転免許証	写真1枚	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明 書	講習修了証の 写し	—	住民票の写し	
	(2) 登録取消処分後に再び登録す るとき 手数料 7,000円 (登録: 4,000円・交付: 3,000円)	運転免許証	写真1枚	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明 書	講習修了証の 写し	—	住民票の写し	
	【(6) ②と同様の「運転者証」の返納の手続きが終了していない場合は、登録できません】									
	(3) 運転免許の停止 (40日以上) お よび運転免許の失効により登録 が消除され再び登録するとき 手数料 7,000円 (登録: 4,000円・交付: 3,000円)	運転免許証	写真1枚	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明 書	講習修了証の 写し	—	住民票の写し	
	【(6) の手続きが終了していない場合は、登録できません】									
	(4) 運転免許を更新したとき 手数料 3,000円 (再交付申請 3,000円)	(更新済み) 運転免許証	写真1枚	運転者証	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)	—	—	—	
	(5) 事業者を変ったとき 手数料 3,000円 (再交付申請 3,000円)	運転免許証	写真1枚	—	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明 書	旧事業者から運転者証が返納され ていることが必要		
	(6) 運転免許の 失効または 停止処分を 受けたとき ※再登録時は③ を参照 手数料 無料	①すべての場合 に必要	※運転免許停止に係るものは処分通知 書またはその写し		登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転免許の停止 (40日以上、短縮関係ナシ) および失効で届出が 7日以上遅れている場合は、届出遅れの本人の理由書				
			②失効および40 日以上免停 の場合は①に 加えて必要	—	運転者証	運転者証返納 届(社印必要)	運転免許の停止 (40日以上、短縮関係ナシ) および失効で運転者 証の返納が7日以上遅れている場合は、返納遅れの会社の理由書			
	(7) 運転者証を紛失したとき 手数料 3,000円 (再交付申請 3,000円)	運転免許証	写真1枚	—	—	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)	てん末書			
	(8) 住所が変わったとき 手数料 無料	(住所変更済) 運転免許証	—	—	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	—	住民票の写し	—		
(9) 氏名が変わったとき 手数料 3,000円 (再交付申請 3,000円)	(氏名変更済) 運転免許証	写真1枚	運転者証	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)	住民票の写しまたは戸籍抄本		—		
(10) 運転者証を破ったり汚したとき 手数料 3,000円 (再交付申請 3,000円)	運転免許証	写真1枚	(破れ・汚れ) 運転者証	—	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)	—				
(11) 運転免許の種類 や番号が変わっ たとき 手数料 3,000円 (再交付申請3,000円)	有効期限 が変わったとき	(新規変更済) 運転免許証	写真1枚	運転者証	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)	—			
(11) 運転免許の種類 や番号が変わっ たとき 手数料 無料	有効期限 が変わら ないとき	(新規変更済) 運転免許証	—	—	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	—				
主 な 注 意 事 項	1. 上記の(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11) の場合は、直ちに (7日以内) 必要書類を提出し、手続きをしなければなりません。 2. 住民票の写しおよび戸籍抄本は取得後6カ月以内のものでコピーは不可。 3. 写真は、6カ月以内に写した5センチ角、無帽・正面・無背景で顔の大きさが3センチ以上のもの。 4. 事業者は運転者が、退職または行政処分 (運転免許の40日以上停止および失効含む) 等、運転者としての選任を解いたときは、運転者証を返納届 とともに、直ちに (7日以内) 返納しなければなりません。									

※ 指定地域においては、(1)～(3) の場合は、上記書類のほか合格証 (第十七号様式) 又は運転経歴証明書 (第三号様式) (当該指定地域に係る申請前2年以内に90日以上乗務日数 (暦日数ではありません)) が必要となります。